

**新潟県公安委員会規則第5号**

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

**第1条** 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課)</p> <p><b>第5条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p>(情報管理課)</p> <p><b>第10条</b> 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p><b>第14条の2</b> サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) サイバー犯罪事件情報の集約、分析及び調整に関すること。</u></p>	<p>(警務課)</p> <p><b>第5条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(情報管理課)</p> <p><b>第10条</b> 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</u></p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p><b>第14条の2</b> サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

**第2条** 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	75	130	784	221	1,210	445	1,655
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	153	1,643	976	2,829	139	2,968
初任科生				132	132		132
合計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。